

ところが、上記のとおり、宗和建物株式会社の代表取締役たる取締役であった藤林久士は、上記のとおり宗和建物株式会社の代表取締役たる地位を喪失し、同社の代表取締役も解任されたにもかかわらず、本件土地を魏国珍に、平成30年10月30日売買名目で売却すべく、宗和建物株式会社の代表取締役の名で京都地方法務局宇治支局に、提出した。その際、藤林久士は、宗和建物株式会社の代表取締役として登記申請書を提出し、登記識別情報を提供できない理由として、「紛失」と回答している。

第3 権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）

順位番号 1、付記1号、2、3：略

〔5〕 「真正な登記名義の回復による所有権移転登記」について。

第1 「新訂 設問解説 判決による登記」（2022年2月7日 新訂版発行。著者：幸良秋夫、発行者：和田裕、発行所：日本加除出版株式会社）の「第8 真正な登記名義の回復による登記」（同書188頁）によれば、その第1項で「真正な登記名義の回復による所有権移転の登記とは何か」について、【設問56】の〔回答〕で、以下のとおり解説されている。

〔回答〕 「真正な登記名義の回復による所有権移転の登記」とは、例えば、「甲から乙への所有権移転登記がされているが、その登記原因が不存在又は無効である場合には、その無効な登記の抹消に代えて、乙から真正な権利者（前名義人甲又は第三者丙）のために所有権移転の登記をする方法で、「真正な権利者の登記名義を回復する登記」をいう。

〔判例〕 「判例は、早くから、『登記上の所有名義人は、真正な所有者のために、その所有権の公示に協力すべき義務を有し』、また、『真正な所有者は、所有権に基づき登記上の所有名義人に対し、その協力義務の履行として登記の抹消又はこれに代わる所有権移転の登記を請求できる』としており（大判昭和16年6月20日、民集20巻888頁）」、また、「登記実務においても、これが確立した判例となっており、判